

長岡技術科学大学における評価活動について

1. 大学の基本理念・目標

教育研究の基本理念

科学技術の在り方とその社会的役割について常に考えながら、人類の繁栄に貢献し得る新たな技術の開発と、これを担う実践的・創造的能力を備えた指導的技術者を養成することが本学創設の趣旨に対応する基本的理念である。実践的な技術の開発を主眼とした教育研究を行う工学系の大学として、新構想のもとに設置された本学は、「技術科学」すなわち“技学”を創出し、それを担う創造的・実践的な技術者の養成を行い、またこれらを通じて社会との連携を図ることを基本理念としている。

“技学”とは、「現実の多様な技術対象を科学の局面から据え直し、それによって技術体系を一層発展させる技術に関する科学」である。それは、「実践の中から学理を引き出し、その学理を再び実践の中で試すという、学理と実践の不断のフィードバック作用による両者の融合」を目指すとともに、「理学、工学から実践的技術、さらには管理科学等の諸科学に至るまで、幅広く理解し、応用すること」を期待するものである。

長岡技術科学大学における教育研究の基本理念は、“VOS”という言葉に象徴される。ここに、VはVitalityであって、学理と実践の不断のフィードバックを行う活力を、OはOriginalityであって、科学技術に関する創造的能力の啓発を、SはServicesであって、技術科学をもって人類の幸福と持続的繁栄に奉仕することを意味している。

大学院では、創造的で高度な研究開発能力を備えた技術者及び研究者の育成を目指している。

長岡技術科学大学は学部 - 修士一貫教育をその設立の趣旨としており、学部学生全員が修士課程に進むことを原則としている。

教育目的

上記の教育研究の基本理念に基づき、長岡技術科学大学は、教育面において以下の目的を掲げている。

1. 自然環境及び人類の文化的・経済的活動等の技術科学をとりまく諸事

情を理解し、広い視野を持って人類の幸福と持続的繁栄に技術科学を応用する意義を正しく認識した技術者を育成すること。

- 2 . 技術科学を開発し実践する者の、社会に対する責任を自覚し、説明する能力を有した技術者を育成すること。
- 3 . 地域、国家及び国際規模で、技術科学を実践する視野を持ち、またその基礎となる、意思疎通能力を有した技術者を育成すること。
- 4 . 社会の変化に対応し、新しい情報を柔軟に取り入れることができ、生涯を通じて、自己の能力を高めることができる技術者を育成すること。
- 5 . 技術科学の専門分野に関して、確固たる基礎的知識に立脚した高い専門知識と応用力を有した技術者を育成すること。
- 6 . 新しい技術科学分野を開拓する創造力を有した技術者及び研究者を育成すること。
- 7 . 技術科学の実践において、指導的な役割を果たすことができる技術者を育成すること。

2 . 大学組織

2 - 1) 運営組織図 (資料 1 : 8/41 ページ)

2 - 2) 教育研究組織図 (資料 2 : 9/41 ページ)

2 - 3) 教員数 (平成 18 年 1 月 1 日現在)

教授	82 名
助教授	75 名
講師	5 名
助手	58 名
合計	220 名

2 - 4) 学生数 (平成 18 年 1 月 1 日現在)

学部学生	1,274 名 (留学生内数 59 名)
修士 (博士前期)	841 名 (留学生内数 51 名)

博士（博士後期） …… 205名（留学生内数 62名）
 合計 …………… 2,320名（留学生内数172名）

3. 評価の概要

3-1) 評価活動の理念・目的

大学全体及び教員の教育研究活動等の状況について自ら評価を行うことにより、教育水準の向上と研究活動の活性化を図るとともに、評価結果に基づく適切な措置を講ずることによって、長岡技術科学大学の目的及び社会的使命の達成を積極的に推進することを目的としている。

3-2) 評価の沿革

平成5年度	自己点検・評価「教育と研究の現状'93」編さん
平成8年度	自己点検・評価「教育と研究の現状'96」編さん
平成11年度	自己点検・評価「教育と研究の現状'99 - “技学”の更なる進展に向けて -」編さん 外部評価実施
平成12年度	平成11年度実施の自己点検・評価と外部評価を取りまとめ 「外部評価と自己点検・評価1999-2000」編さん 「長岡技術科学大学外部評価シンポジウム報告書 - 教育の現状と将来 -」編さん
平成13年度	大学評価・学位授与機構の実施する大学評価 全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」受審
平成14年度	大学評価・学位授与機構の実施する大学評価 全学テーマ別評価「教養教育」受審 全学テーマ別評価「研究活動面における社会との連携及び協力」受審 分野別教育評価「工学系」受審
平成15年度	大学評価・学位授与機構の実施する大学評価 全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」受審 日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定審査受審 機械創造工学課程 建設工学課程
平成16年度	日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定審査受審 材料開発工学課程

	<p>評価室設置</p> <p>評価室会議に大学評価部会及び教員評価部会設置</p>
平成17年度	<p>国立大学法人評価委員会による業務実績に関する年度評価</p> <p>大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価受審</p> <p>日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定審査受審</p> <p>電気電子情報工学課程</p> <p>環境システム工学課程</p> <p>機械創造工学課程（中間審査）</p> <p>建設工学課程（中間審査）</p> <p>教員評価実施（試行）</p>

3 - 3) 評価組織・体制 **（資料3：10/41 ページ）**

評価室

評価室長・・・副学長（評価担当）
 室員・・・系・センター長（15名）、事務局長
 事務担当・・・総務部総務課

— 評価室会議 大学評価部会
 部会長・・・評価室長
 副部会長・・・事務局長
 部会員・・・教授（8名）

— 評価室会議 教員評価部会
 部会長・・・評価室長
 部会員・・・評価室員（16名）

3 - 4) 実施している評価活動

教員評価

教員個人の教育研究活動について自立的かつ定期的な点検・評価を実施し、大学の教育研究活動の活性化と高度化に寄与させる。

a) 評価軸

教員活動を「教育」、「研究」、「組織運営」及び「社会貢献」の4領域

域に区分し、評価軸とする。

b) 評価項目

教育・・・担当授業、学生指導状況及び指導学生の業績等教育活動に関する業績

研究・・・著書・論文、獲得外部資金及び特許・発明等に関する業績

組織運営・・・学内委員会等の大学運営に対する貢献度

社会貢献・・・社会活動

c) 評価基準

大学が定める教員評価実施基準に基づき評価を行う。

d) 評価指標

領域別評価・・・実施基準に定める各領域の評点により、5～1までの5段階に評価する。

総得点評価

〔各領域の評点に得点分布による割合を乗じて得た値×
重み付けポイント×80/100(80点満点)〕+〔所属長評点(20点満点)〕により得られる得点を総得点評価とする。(100点満点)

e) 評価軸の重み付け

全体評価として総得点評価(100点満点)を算出する際、各領域に重み付けを付すこととする。

基準となる重み付けは、教育=2、研究=2、組織運営=1及び社会貢献=1であり、被評価者が持ち点4を各領域に自由に配分する。
なお、重み付けについては試行終了後に見直すこととしている。

f) 評価結果の活用方法等

教員評価は、教員個人の自己点検・評価に用いるが、得られた評価結果は、特別昇給・勤勉手当の成績率査定等の教員の処遇を決定する上での重要な参考資料として活用することとしている。

教員評価データベース（資料4：12/41 ページ）

平成17年7月に、教員個々人が更なる発展を目指して、自らを検証し、自己評価を行うことにより、自己啓発や自らが設定する目的の達成を促進し、もって本学の教育研究活動の一層の活性化を図ることを目的に、教員評価システム導入の試行をした。国立大学法人長岡技術科学大学教員評価に関する基本方針及び教員評価に関する実施基準に基づき、教員の業績を教育、研究、社会貢献及び組織運営の4分野で調査・把握することとしている。

傾斜配分（資料5：41/41 ページ）

教育研究の活性化に資するため、平成13年度より研究費の一部を傾斜配分している。教育と研究の2部門に設けた指標に沿って、それぞれの貢献度に応えるため、指標に基づきポイントに応じた額を個人単位に集計し配分することとし、併せてその内訳をそれぞれの長に示すこととしている。

4. 評価活動に関する今後の展望と課題

教員評価において最も重要なことは、教員が評価の目的、すなわち、年度ごとに行う自己点検・自己評価を通じて、教員個人の教育研究活動の向上と活性化を図り、もって大学全体の教育研究活動の高度化並びに活性化を目指すとともに、大学に課せられた社会的使命と責任を果たすことを十分理解した上で、評価結果を教育研究を主とする諸活動へより効果的にフィードバックすることにある。

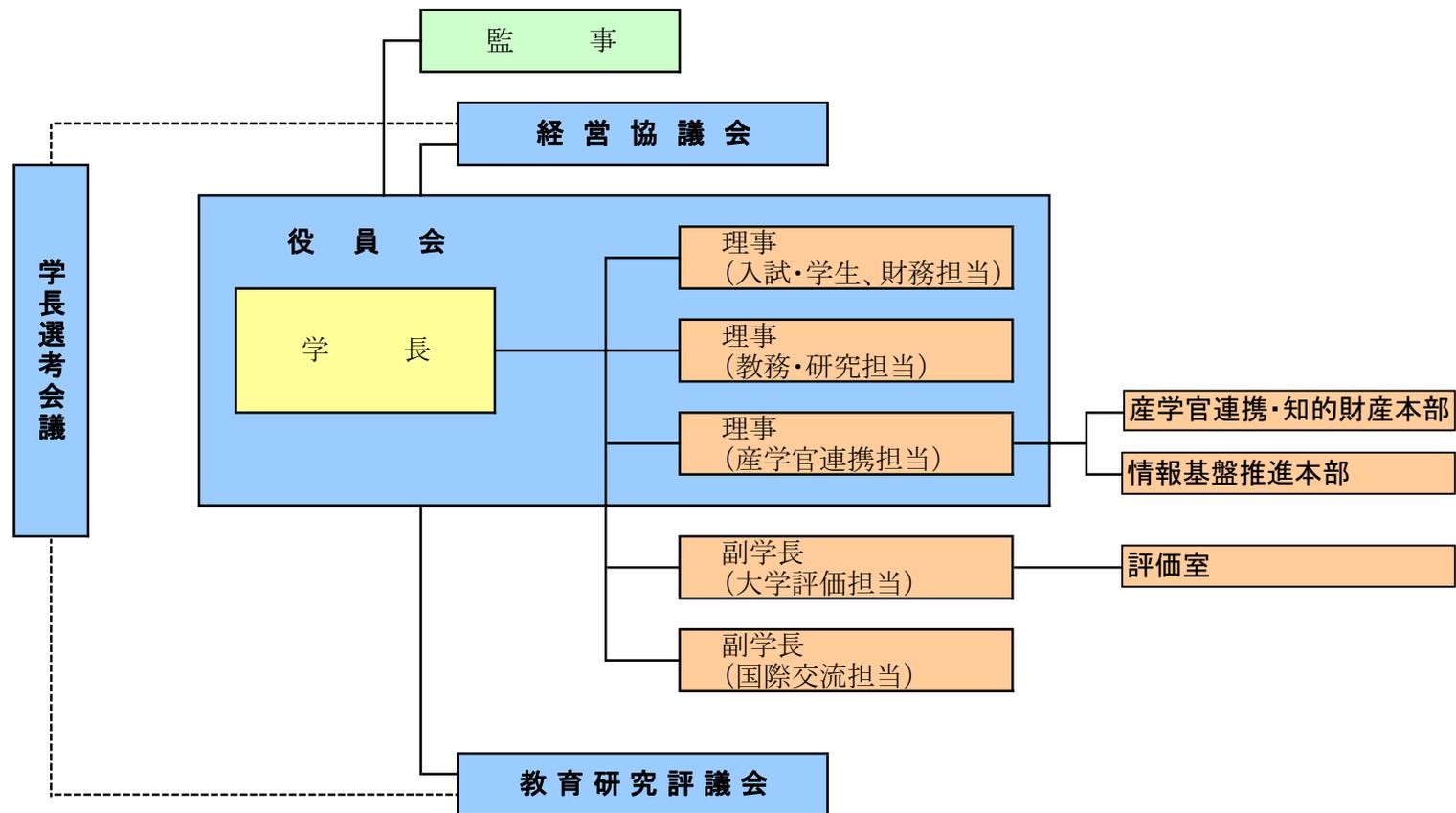
そのために、大学が評価システムの公平性、進歩性、透明性並びに普遍性に注意を払い、教員からの信頼と協力を得ることが重要となる。さらに、いわゆる「評価疲れ」に陥らないよう、教育研究を中心とした種々の分野における業績に対して適切な評価を行い、業績を数値化した際、数字の一人歩きや誤った競争意識等が教員間に生じないこと、簡便かつ効率的なデータベースシステムを構築し、教員の負担を軽減させること等、今後も評価室を中心に、組織的に検討していかなければならない。

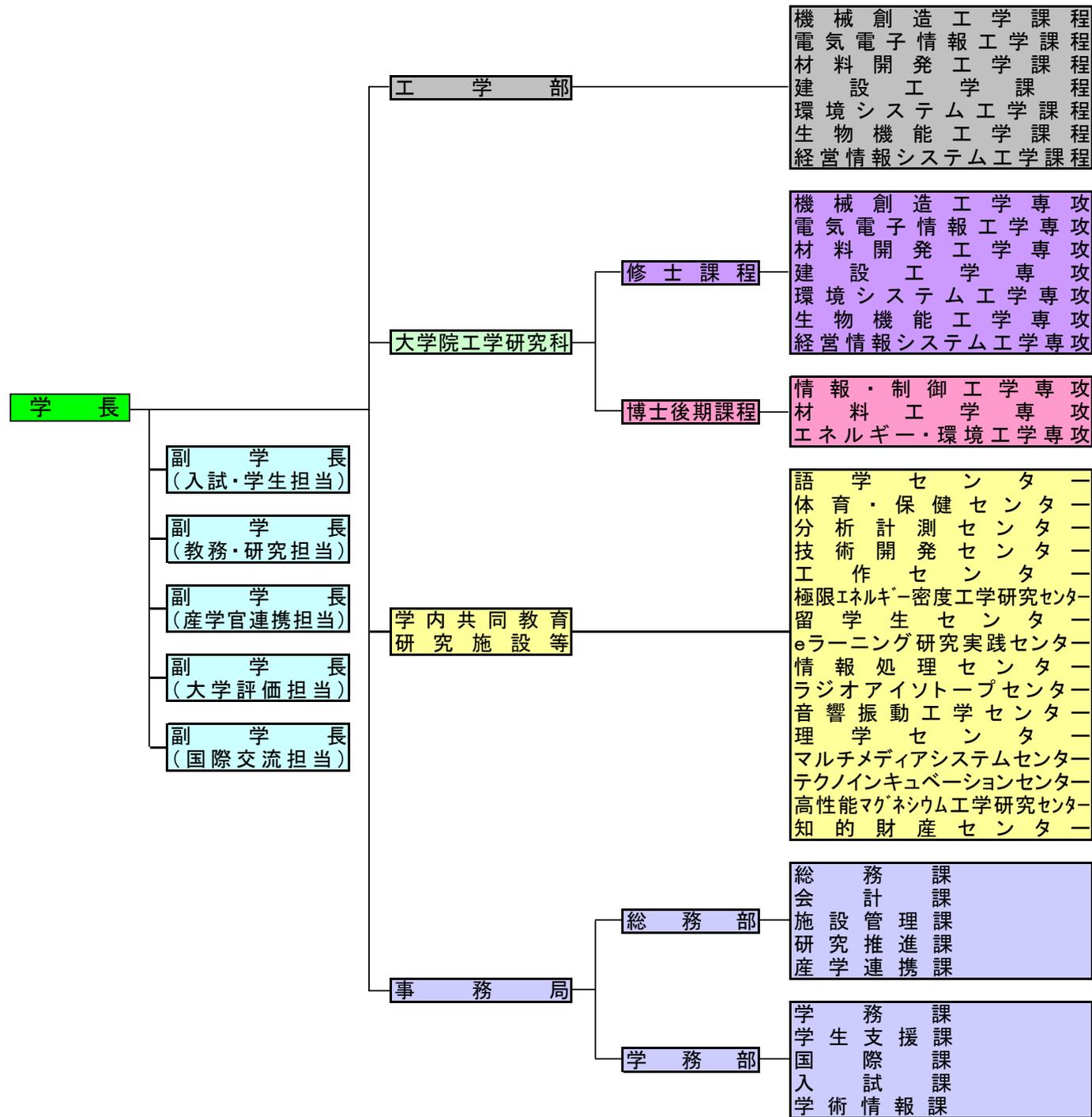
大学評価においても、自己点検と自己評価を基本として、教員の視点だけでなく、学生の目線に立った高度で満足感のある教育を提供することにより、21世紀を担う優秀な人材をより多く育成し、社会に送り出すことが重要であ

る。特に、工学系の大学では、大学院に進学する学生の割合も年々増加しており、国際的な舞台で活躍し得る人材養成のため、画一的な教育・研究方法を見直し、個性的で斬新な取り組みや成果を積極的に汲み上げていくこと、また、常にそれらの業績・成果を検証しながら、大学・組織をより一層向上させていくことが今後の課題である。

資料1

国立大学法人長岡技術科学大学運営組織図





資料3

国立大学法人長岡技術科学大学評価室規則

平成 16 年 6 月 2 日
規則 第 70 号

(設置)

第1条 国立大学法人長岡技術科学大学(以下「本学」という。)に、長岡技術科学大学評価室(以下「評価室」という。)を置く。

(目的)

第2条 評価室は、本学のVOS精神に基づき、大学全体及び教員の教育研究活動状況について自律的かつ定期的な点検・評価を実施することにより、本学の教育研究活動及び産学連携・社会貢献の活性化と高度化を目指すことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 評価室は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 評価の基本方針の策定及び関係する諸規程案の作成に関すること。
- 二 教員データベースの構築及び管理に関すること。
- 三 大学評価に関すること。
- 四 教員評価の実施に関すること。
- 五 その他評価に関すること。

(組織)

第4条 評価室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 室長
 - 二 室員
 - 三 その他学長が必要と認めた者
- 2 室長は、副学長(大学評価担当)をもって充てる。
- 3 室員は、系長、センター長(センター所属教員の在職するセンター長)及び事務局長をもって充てる。

(部会の設置)

第5条 評価室に大学評価部会及び教員評価部会を置く。

(大学評価部会)

第6条 大学評価部会は、第3条(第4号を除く。)に掲げる事項を所掌する。

- 2 大学評価部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
- 一 第4条第1項第1号に掲げる者
 - 二 事務局長
 - 三 学長が指名する者
- 3 大学評価部会に部会長及び副部会長を置き、部会長にあっては前項第1号に掲げる者を、副部会長にあっては同項第2号に掲げる者をもって充てる。

(教員評価部会)

第7条 教員評価部会は、第3条(第3号を除く。)に掲げる事項を所掌する。

- 2 教員評価部会は、第4条第1項に掲げる者をもって組織する。
- 3 教員評価部会に部会長を置き、第4条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

(専門部会)

第 8 条 専門的な事項を処理させるため、室長が必要と認めた場合は、評価室に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、室長が別に定める。

(事務)

第 9 条 評価室に関する事務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、評価室に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 6 月 2 日から施行する。

国立大学法人長岡技術科学大学教員評価
個人データベース作成の手引



平成17年7月

国立大学法人長岡技術科学大学評価室

はじめに

昨年4月より国立大学法人法が施行されましたが、これは、国立大学に自らの意思と責任で大学独自の基本方針に基づいて発展や飛躍を目指すことを国が求めたものです。管理運営を各大学に任せ、社会の要請や変化に機敏に対応するよう学長・執行部の権限及び責任を強めています。その一方で、国は効率化係数を導入して運営費交付金を毎年減額させるとともに、これを原資として競争的な性格を有する特別教育研究経費が導入されました。また、いわゆる国による各種の競争的な資金（科学技術振興調整費、COE、科学研究費補助金、NEDO、教育支援プログラム（GP）等）などにより大学間の競争を促し、差異の明確化を図っています。

さらに18歳人口が減少している状態の中で、授業料額の設定の一部を各大学に任せるなど、各大学の意欲と能力の度合いによって経営環境においても大きな差異が生じる環境を作り出しています。これは、大学運営は各大学法人が責任をもって行うことを表しております。国立大学法人評価委員会による6年毎の中期目標・計画の評価や年度毎の実績評価が行われるほか、7年間に一度は、大学評価・学位授与機構などによる認証評価を受けることを義務づけられています。これらの結果が運営費交付金の増減に影響する可能性も示唆されております。したがって、本学も設立時の理念（VOS）は堅持しつつ、独自の具体的な目標や中長期的な戦略を立て、飛躍的な発展を目指して行動し、着実に成果を残していかねばなりません。

これまでも本学教員の活動が決して不十分だった訳ではありません。実践的・創造的能力を備え世界に通じる優秀な指導的技術者・研究者を多数輩出し、COEが2件採択されるなど、教育・研究に関し、高いレベルにあることを実証しています。しかし、上述のように厳しい現実の前で、ますます激化する競争的環境の下で生き残るためには、大学全体と構成員、特にその最も重要で主要な立場にある教員自らが現状に甘んじることなく、改めて足下を見つめ直し、最善の努力を傾注することが極めて重要です。

教員評価システム導入の目的は、教員個々人が更なる発展を目指して、自らを検証し、自己評価を行うことにより、自己啓発や自らが設定する目的の達成を促進し、もって本学の教育研究活動の一層の活性化を図ることにあります。

このような目標を達成するため、国立大学法人長岡技術科学大学教員評価に関する基本方針及び教員評価に関する実施基準に基づき、本年度は試行として、本学における教員の業績を教育、研究、社会貢献及び組織運営の4分野で調査・把握することとしています。つきましては御多忙の折、教員の皆様には誠に恐縮ですが、御理解と御協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

平成17年7月

学長 小島 陽

目 次

1. 個人データベース入力票について	1
2. 教員評価に関する実施基準	3
3. 教員評価に係る評価項目	6
4. 教員評価に係る評価項目の項目基準等について . . .	1 3
5. 教員評価基準概略フローチャート	1 8
6. 教員の個人評価フローチャート	1 9
7. 領域別評点の求め方	2 0
8. 評価結果通知書	2 1
9. 教員評価スケジュール	2 2
1 0. 評価室規則	2 3
1 1. 教員評価に関する基本方針	2 5

教員個人データベース入力票は、以下の URL からダウンロード
できます。

<http://info.nagaokaut.ac.jp/HYOKA/index.html>

事務担当 総務課人事係（内線 9 2 0 5）
e-mail : jinji@jcom.nagaokaut.ac.jp

1. 個人データベース入力票について

(1) 対象年度

今回、個人データベースに入力する業績等は、**2004年度（平成16年4月1日～平成17年3月31日）**のものを対象とします。後述する（6）において指定するもの以外については、受賞の日、出版・掲載された日、実施等の日が対象年度内にある業績等について入力してください。

(2) ファイル形式

個人データベース入力票は、マイクロソフトエクセル 2000 で作成しております。1つのファイルに「**教育（E）**」、「**研究（R）**」、「**組織運営（O）**」、「**社会貢献（S）**」及び「**領域ごとの重み付け申告書**」の5つのシートがありますので、すべてのシートに必要な事項を入力してください。

(3) 入力文字等の制限

記述に関しては、「全角かな」「半角英数」どちらでも構いませんが、数字に関しては「半角英数」にて入力してください。

データが入力されていればあらかじめ設定された枠に収まらなくても結構です。枠を上げたり、文字の大きさを変える必要はありません。

入力する箇所は、「入力欄」及び入力票で指定する箇所のみ入力してください。

なお、入力票において「灰色網掛」で示している箇所は、自動計算により評点等を算出できるように計算式が入力されています。この部分には入力しないでください。ただし、例外として、自動計算を行う欄に書ききれないときには、（4）評点の算出方法により評点を算出し、小領域評点に直接評点を入力してください。

また、入力票において「**橙色網掛**」で示している箇所は、**検証者（系長、センター長）が検証**する際に使用しますので、この部分には入力しないでください。

(4) 評点の算出方法

各評価項目ごとの評点の算出については、本冊子の「**国立大学法人長岡技術科学大学教員評価に関する実施基準**」（p. 3）、「**教員評価に係る評価項目**」（p. 6）及び「**教員評価に係る評価項目の項目基準等について**」（p. 13）を参照してください。

算出方式は、**U-K=単位インパクト係数**で表される点数加点方式と、**T-K=総合インパクト係数 T-K**を満点とし、段階的に評価する段階評価方式の2種類があります。

①点数加点方式では、該当する評価項目の点数×単位数が得点となります。なお、評価項目によっては上限を定めているものもあります。

【例1】1. 教育（E）に関する評価項目

（E-2）学部教育（担当科目、実働コマ数、課題研究等）

（E-2-1）一般教育講義担当（1コマにつき3）（U-K）の場合

$$\text{評点} = \text{コマ数} \times 3$$

ただし、共同で行った場合〔（5）参照〕は、主担当者と副担当者の持ち分が2：1となります。

共同（主担当者）の場合

$$\text{評点} = \text{コマ数} \times 3 \text{点} \times 2/3$$

共同（副担当者）の場合

$$\text{評点} = \text{コマ数} \times 3 \text{点} \times 1/3 \times 1/副担当者の総数$$

※コマ数について

週に90分（1時限分）の授業（講義・演習・実習・実験等）を1回、15週（一の学期間）行った場合につき、「1コマ」とカウントします。

②段階評価方式では、評点の上限を最大値、0を最小値として評点を決定します。具体的には「教員評価に係る評価項目の項目基準等について」(P. 13)を参照し、各小評価項目ごとに定められた評価点数により評点を求めます。ただし、小評価項目の「E-4-7」、「R-4-2」及び「R-4-6」については、到達度等を自己判断し、適する評点を入力してください。

(5) 複数の者と共同で行った場合の取扱い

評価にあたっては、複数の者と共同で行った業績等については、主担当者と副担当者との持分は、2：1に按分されます。

例えば、担当者の総数が5人で、主担当者が1名、副担当者が4人である場合、単独で行ったとした場合に得られる評点のうち、 $2/3$ が主担当者の評点となり、残りの $1/3$ を4人で等分した評点が副担当者の評点となります。

なお、授業担当において按分できるもの(下記【例1】参照)を除き、共同で行った業績等の主担当者は、1件につき必ず1人となりますのでご注意ください。対等な立場であっても業務量等に応じて主・副の別を判断してください。

なお、学生(本学、他大学、学部、大学院問わず)と共同で行った業績等については、学生の担当分は除外して評点を算出してください。

【例1】1学期の同一科目の講義(週当たり1コマ)を2人で前半と後半で分担した。
コマ数 = [0.5]

単独・共同(主・副) = [単独]

【例2】2学期の同一科目の演習(週当たり2コマ)を3人で共同して担当(副)した。
コマ数 = [2]

単独・共同(主・副) = [副]

副担当者の総数 = [2] (共同担当者総数3人 - 主担当者数1人 = 2人)

(6) 「研究」(R)における業績の評価項目について

発表論文、総説、著書、特許等の業績につきましては、本年2～3月に産学連携・研究推進課に提出されました「研究業績(1999-2004)」のうち、**2004年度**の業績を記載してください。

(7) 学術雑誌のインパクト係数について

各学術雑誌のインパクトファクターは、学術情報課から各系・センター長に配布されました2003年度版の「SCI収集雑誌カテゴリー」のものを使用して下さい。

(8) 提出方法

入力後の個人データベース入力票は、ファイル名を「氏名(個人DB).xls」と変更し、電子メールに添付の上、期限までに所属(本務として所属する系・センターに限る。)の系長又はセンター長へ提出してください。

(9) 提出期限

平成17年8月31日(水)

(10) その他 不明な点は、総務課人事係中嶋(内線9205)へお問い合わせください。

評価室長 西口郁三(内線9307)

2. 国立大学法人長岡技術科学大学教員評価に関する実施基準

〔平成17年4月20日
学 長 裁 定 〕

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 この実施基準は、国立大学法人長岡技術科学大学教員評価に関する基本方針に基づき、評価方法、領域、項目、個人データベースの構築及び実施方法などの細部に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 評価

(評価領域・項目)

第2条 本学の教員評価においては、教員の業務内容を教育(E)、研究(R)、組織運営(O)及び社会貢献(S)の4領域(以下「各領域」という。)に分類し、各領域ごとに大評価項目(例えばE-1, R-2など)及び小評価項目(例えばE-1-1, R-2-3など)を別に定める。

2 小評価項目は、点数加点方式(単位インパクト係数U-Kに単位数を乗じる。)及び5段階評価方式(総合インパクト係数T-Kを満点とし、5段階に評価する。)による点数によるものの2種類に分別する。

3 点数加点方式では、該当する評価項目の単位インパクト係数(U-K)に単位数nを乗じた点数をその評価項目の得点とする。

$$P_{E-x-y} = U \cdot K_{E-x-y} \times n$$

4 5段階評価方式では、該当する評価項目に含まれる諸活動を総合的に判断して、総合インパクト係数T-Kを満点として5段階に採点する。

$$P_{E-x-z} = T \cdot K_{E-x-z} \times (4/4, 3/4, 2/4, 1/4 \text{ または } 0)$$

5 それぞれの大評価項目ごとに小評価項目の得点を合計して大評価項目の得点とし、さらに大評価項目の得点を合計し、各領域の得点とする。

$$P_{E-x} = (\text{点数加点方式項}) U \cdot \sum P_{E-x-y} + (\text{5段階評価方式項}) T \cdot \sum P_{E-x-z}$$

$$P(E) = P_{E-1} + P_{E-2} + P_{E-3} + \dots + P_{E-x}$$

(領域別評価と総得点評価)

第3条 評価には、領域別評価と総得点評価を設ける。

(領域別評価)

第4条 教授・助教授・講師については、所属系・センターに関係なく各領域ごとに別に定める最高点と最低点に基づき、教員個人の得点から評点(満点10点)を算出する。別途、その評点をもとに5段階の領域別評価を行う。

2 助手については、教育や組織運営には関与する機会が少ないことを考慮して別に定める最高点と最低点に基づき、教員個人の得点から評点（満点10点）を算出する。別途、その評点をもとに5段階の領域別評価を行う。

（総得点評価）

第5条 総得点評価では、項目積算評価及び補記所見評価の評点を合計した点数を評価総得点とする。

（項目積算評価）

第6条 第4条の領域別評価で得られた各領域の評点に各教員が選定した領域の重み付けを乗じ、その合計の80%を評点[D]とし、当該評点を項目積算評価とする。

（領域ごとの重み付け）

第7条 被評価者は、毎年度各領域の重み付けを以下の基本点に残り4点を配分し、その配分結果を第10条第1項に規定する資料提出の際に申告するものとする。

「教育」(E) : 2 倍 「組織運営」(O) : 1 倍

「研究」(R) : 2 倍 「社会貢献」(S) : 1 倍

（補記所見評価）

第8条 系長・センター長は、書面による当該の系・センターに所属する教員の自己申告等に基づき、所属する教員総数（系長、センター長を除く。）に15点を乗じた総点数内で、教員ごとに評点[A]（満点20点）をつけ、当該評点を補記所見評価とする。

2 系長、センター長の補記所見評価は、学長が行う。

（総得点評価の算出）

第9条 第6条の項目積算評点[D]に、前条の系長・センター長による補記所見評点[A]を加えた総合計を個人の総得点評価とする。

評価総得点=[A]+[D]

$$[D] = 0.8 \times [((E)での評点) \times 重み + ((R)での評点) \times 重み + ((O)での評点) \times 重み + ((S)での評点) \times 重み]$$

第3章 実施手順等

（実施評価手順等）

第10条 本学の教員評価においては、原則として評価される教員が自ら作成した資料を、系長・センター長がそれぞれの教員ごとに受領・検証の上、評価室に提出する。

2 評価室は、前項の資料に基づいて個人データベースを構築する。

- 3 評価室は、前項の個人データベースを基に、本教員評価に関する実施基準に従い教員評価票を審議の上作成する。
- 4 評価室は、系長・センター長を通じその結果を被評価者へ速やかに通知する。
- 5 系長・センター長は、原則として1ヶ月以内に被評価者全員から評価原案の結果に対する意見交換を行う。
- 6 評価室は、前項の意見交換において見直しの申出があった場合は、その妥当性について審議する。この場合において、調整が必要とされたときは、調整のための評価を実施する。
- 7 評価室長は、調整の結果を含めすべての評価原案を毎年9月末日までに学長に提出する。
- 8 前項の提出を受けた学長は、評価原案を審査し4週間以内に、結果（評価決定又は再評価の指示）を評価室長に通知する。
- 9 評価室は、前項の通知により再評価の指示を受けたときは、学長が適切と認めるまで、再評価を実施し、その最終的な結果を学長に提出する。
- 10 前項の提出を受けた学長は、その結果を審査するとともに、当該被評価者の評価を最終的に決定し、評価室長に通知する。
- 11 評価室長は、系長・センター長を通じ、最終的な評価結果を全被評価者へ速やかに通知する。

附 則

- 1 この実施基準は、平成17年4月20日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成16年度の教員評価は、本実施基準に従い試行を行うものとする。

3. 教員評価に係る評価項目

1. 「教育」(E) に関する評価項目	標記記号	IP係数 (K)
(E-1) 学生募集 (入学試験等) 実績	E-1	
入学試験問題出題・採点責任者 (5段階)	E-1-1	24(T-K)
入学試験問題作成, 採点, 面接, 監督 (5段階) (第1学年, 第3学年, 大学院, 社会人, AOTS入試)	E-1-2	16(T-K)
学生募集活動への寄与 (5段階) (高等専門学校訪問, 出前授業, オープンハウス, オープンキャンパス, 県内高校等における出張授業, 高大連携講座, 高専研究集会等)	E-1-3	8(T-K)
(E-2) 学部教育 (担当科目, 実動コマ数, 課題研究等)	E-2	
(複数教員担当の場合, 主担当者と共同担当者(助手を含む。)) 総数の持分はその 2:1ただし, コマ数でカウントできるものは, 実態に応じて按分する。)		
一般教育講義担当 (1コマにつき3)	E-2-1	(U-K)
一般教育講義担当支援 (1コマにつき3, 上限3コマ)	E-2-2	(U-K)
専門講義担当 (1コマにつき3)	E-2-3	(U-K)
実習・実験 (1コマにつき3)	E-2-4	(U-K)
演習 (1コマにつき3)	E-2-5	(U-K)
補習講義担当 (1回につき0.5, 上限6回)	E-2-6	(U-K)
課題研究指導学生数 (1人につき1)	E-2-7	(U-K)
クラス担任(6または0)	E-2-8	6(T-K)
JABEEに係る貢献 (5段階)	E-2-9	16(T-K)
国内実務訓練指導学生数 (1人につき1)	E-2-10	(U-K)
海外実務訓練指導学生数 (1人につき2)	E-2-11	(U-K)
国内実務訓練先の新規開拓に係る貢献 (5段階)	E-2-12	12(T-K)
海外実務訓練先の新規開拓に係る貢献 (5段階)	E-2-13	16(T-K)
学部学生の受賞・表彰 (1人につき2)	E-2-14	(U-K)
指導学生の国際学会での講演発表件数 (1人1回につき1)	E-2-15	(U-K)
指導学生の国内学会での講演発表件数 (1人1回につき0.5)	E-2-16	(U-K)

(E-3) 大学院教育 (担当科目, 院生数, 論文審査等) E-3

(複数教員担当の場合, 主担当者と共同担当者 (助手を含む。)) 総数の持分はその
2 : 1 ただし, コマ数でカウントできるものは, 実態に応じて按分する。)

大学院講義担当 (1 コマにつき 3)	E-3-1	(U-K)
大学院修士課程 主指導学生数 (1 人につき 2)	E-3-2	(U-K)
大学院博士課程 主指導学生数 (1 人につき 5)	E-3-3	(U-K)
修士論文審査副査回数 (1 人につき 0.5)	E-3-4	(U-K)
課程博士審査主査回数 (1 人につき 5)	E-3-5	(U-K)
課程博士審査副査回数 (1 人につき 1) (他大学を含む。)	E-3-6	(U-K)
論文博士審査主査回数 (1 人につき 3)	E-3-7	(U-K)
論文博士審査副査回数 (1 人につき 1) (他大学を含む。)	E-3-8	(U-K)
早期修了学生の教育 (1 人につき 5)	E-3-9	(U-K)
大学院学生の受賞・表彰 (1 人につき 2)	E-3-10	(U-K)
国内外研究生・研修生受け入れ (1 人につき 2)	E-3-11	(U-K)
指導学生の国際学会での講演発表件数 (1 人 1 回につき 1)	E-3-12	(U-K)
指導学生の国内学会での講演発表件数 (1 人 1 回につき 0.5)	E-3-13	(U-K)

(E-4) その他の教育実績 E-4

(複数教員担当の場合 (教科書出版を除く。), 主担当者と共同担当者総数の持分は
その 2 : 1)

日本学術振興会特別研究員 (DC, PD) の採用支援 (1 人につき 3)	E-4-1	(U-K)
教科書出版 (単著) (1 冊につき 10)	E-4-2	(U-K)
教科書出版 (共著) (1 冊につき 10 ÷ 人数)	E-4-3	(U-K)
e ラーニングコンテンツ等電子教材作成 (1 コマにつき 4)	E-4-4	(U-K)
国内外への講義配信 (e ラーニング講義を含む。) (1 コマあたり 3)	E-4-5	(U-K)
語学教育支援活動 (TOEIC・実務訓練前語学研修・留学生センター課外活動等) (5 段階)	E-4-6	16 (T-K)
日本語研修・課外補講 (1 コマにつき 3, それぞれにつき上限 5 コマ)	E-4-7	(U-K)

2. 「研究」(R) に関する評価項目 **標記記号** **IP係数 (K)**

(R-1) 研究成果の印刷物での公表 **R-1**

(複数教員著者の場合 (著書及び翻訳を除く。), 主著者と共同著者総数の持分は 2 : 1)

審査付き学術論文 (1 報につき 5)	R-1-1	(U-K)
(インパクトファクター (1. 0 以上に限る) の合計数を加算する。)		
審査なし学術論文 (1 報につき 3)	R-1-2	(U-K)
その他報告書等 (1 報につき 2)	R-1-3	(U-K)
外国語雑誌の総説・解説 (1 報につき 1 0)	R-1-4	(U-K)
日本語雑誌の総説・解説 (1 報につき 5)	R-1-5	(U-K)
著書 (単著 : 1 冊につき 1 5)	R-1-6	(U-K)
著書 (共著 : 1 冊につき 5)	R-1-7	(U-K)
翻訳 (単著 : 1 冊につき 1 0)	R-1-8	(U-K)
翻訳 (共著 : 1 冊につき 4)	R-1-9	(U-K)

(R-2) 研究成果の口頭での公表 **R-2**

国際会議での基調講演 (1 回につき 1 5)	R-2-1	(U-K)
国内会議での基調講演 (1 回につき 8)	R-2-2	(U-K)
(複数教員発表者の場合, 主発表者と共同発表者総数の持分は 2 : 1)		
国際会議での招待講演 (1 回につき 1 0)	R-2-3	(U-K)
国内会議での招待講演 (1 回につき 5)	R-2-4	(U-K)
国際会議での口頭講演 (1 回につき 3)	R-2-5	(U-K)
国内会議での口頭講演 (1 回につき 1)	R-2-6	(U-K)

(R-3) 技術の創出 **R-3**

(複数教員著者の場合, 主著者と共同著者総数の持分は 2 : 1)

特許, 実用新案の出願 (1 件につき 5)	R-3-1	(U-K)
特許, 実用新案の所有権取得 (1 件につき 8)	R-3-2	(U-K)

(R-4) 評価業績 (受賞, 表彰等)

R-4

(複数教員受賞の場合, 主受賞者と共同受賞者総数の持分は2 : 1)

国際学会賞 (1件につき50)	R-4-1	(U-K)
国際学会の特別学会員, フェロー等の認定 (5段階)	R-4-2	40(T-K)
国際学会の奨励賞・進歩賞 (1件につき30)	R-4-3	(U-K)
国際学会の論文発表賞 (1件につき15)	R-4-4	(U-K)
国内学会賞 (1件につき30)	R-4-5	(U-K)
国内学会の特別学会員, フェロー等の認定(5段階)	R-4-6	20(T-K)
国内学会の奨励賞・進歩賞 (1件につき20)	R-4-7	(U-K)
国内学会の論文発表賞 (1件につき10)	R-4-8	(U-K)
外国の名誉博士 (1件につき15)	R-4-9	(U-K)
外国の名誉教授 (1件につき10)	R-4-10	(U-K)
勲章 (1件につき50)	R-4-11	(U-K)

(R-5) 外部資金獲得等の実績

R-5

(個人獲得分の金額, 各項目につき100万円以下は1)

競争的資金 (科学研究費, 振興調整費, JSPS等) (合計100万円につき4)	R-5-1	(U-K)
受託研究・共同研究・技術開発センタープロジェクト (合計100万円につき4)	R-5-2	(U-K)
奨学寄付金, 補助金 (合計100万円につき4)	R-5-3	(U-K)
特許, 実用新案による特許料等収入 (合計100万円につき4)	R-5-4	(U-K)
寄附講座等の開設へ寄与 (5段階)	R-5-5	40(T-K)

(R-6) その他の学術・研究業績

R-6

(複数教員担当の場合, 主担当者と共同担当者総数の持分はその2 : 1)

国際的学術・研究交流実績 (海外学術交流協定締結, 国際学術交流集会開催, 国際研究交流実施等) (1件につき10)	R-6-1	(U-K)
研究成果の実用化 (企業化, ベンチャー設立等) (5段階)	R-6-2	60(T-K)

3. 「組織運営」(0) に関する評価項目	標記記号	IP係数
<u>(0-1) 学内組織運営管理</u>		0-1
図書館長・系長・センター長(30または0)	0-1-1	30(T-K)
副系長(20または0)	0-1-2	20(T-K)
課程主任(正・副)・修士課程の専攻主任(正・副)・博士後期課程の専攻主任・代表世話人・その他の教務委員・教務委員会の専門部会会長(20または0)	0-1-3	20(T-K)
就職委員会委員(各系の正委員20副委員5)	0-1-4	20(T-K)
入学試験委員会委員(15または0)	0-1-5	15(T-K)
実務訓練委員会委員(10または0)	0-1-6	10(T-K)
学生委員会委員(10または0)	0-1-7	10(T-K)
その他の各種委員会・部会・WG等(センター運営委員会を除く) 委員長・部会長 (年度3回以上開催の各委員会・部会につき10, 2回以下は, 1回につき2)	0-1-8	(U-K)
その他の各種委員会委員(年度出席回数1回につき1)	0-1-9	(U-K)
各種免許(危険物取扱者免許等)の取得(5段階)	0-1-10	12(T-K)
<u>(0-2) 学生対応業務</u>		0-2
学生悩み相談員(3または0)	0-2-1	3(T-K)
課外活動担当(1クラブ活動の顧問につき5)	0-2-2	(U-K)
留学生悩み相談員(3または0)	0-2-3	3(T-K)
<u>(0-3) その他の運営管理業務</u>		0-3
教員選考委員会業務	0-3-1	
委員長(1回につき10)		(U-K)
委員(1回につき5)		(U-K)
技術職員選考業務(1回につき5)	0-3-2	(U-K)
競争的ビッグプロジェクトの担当	0-3-3	
リーダー, 副リーダー(1件につき10)		(U-K)
メンバー(1件につき5)		(U-K)
学生健康管理及び精神衛生相談担当(20または0)	0-3-4	20(T-K)

教職員健康管理担当（20または0）	0-3-5	20(T-K)
各種安全衛生担当（20または0）	0-3-6	20(T-K)
情報サービス業務担当（10または0）	0-3-7	10(T-K)
情報管理・保守業務担当（10または0）	0-3-8	10(T-K)
系・センター・研究室のホームページ等の作成・管理運営担当 （10または0）	0-3-9	10(T-K)
セクシャルハラスメント相談担当（10または0）	0-3-10	10(T-K)
体育施設管理担当（10または0）	0-3-11	10(T-K)
共同利用施設管理運営担当（10または0）	0-3-12	10(T-K)
見学者対応（1回につき2，上限10）	0-3-13	(U-K)
大学発行の公的文書等の翻訳担当（10または0）	0-3-14	10(T-K)

4. 「社会貢献」(S) に関する評価項目 標記記号 IP係数

(S-1) 学外審議会，委員会等の公的社会活動 S-1

(委員長等は，1件につき委員の2倍)

国，地方公共団体等における審議会，委員会等の委員（1件につき5）	S-1-1	(U-K)
競争的資金に関する審査員，委員（1件につき4）	S-1-2	(U-K)
学術振興会特別研究員等や民間研究助成団体の審査員，委員会等の委員 （1件につき3）	S-1-3	(U-K)
国内外の大学，公的，準公的機関の外部評価委員 （1件につき5）	S-1-4	(U-K)
大学評価学位授与機構，J A B E E等の審査員 （1件につき4）	S-1-5	(U-K)
国内外の権威ある団体の委員（1件につき3）	S-1-6	(U-K)

(S-2) 学会・学術団体等での活動 S-2

学会等における会長等（1件につき20）	S-2-1	(U-K)
学会等における副会長，理事，支部長等（1件につき8）	S-2-2	(U-K)
学会等における委員会委員長，調査団団長等(1件につき5)	S-2-3	(U-K)

学会等における幹事，委員，代議員，評議員，商議員，調査団員等 (1件につき3)	S-2-4	(U-K)
学会誌の編集業務		
編集長等 (1件につき8)	S-2-5	(U-K)
編集委員 (1件につき3)	S-2-6	(U-K)
学会誌の論文査読 (1件につき3)	S-2-7	(U-K)

(S-3) 外郭団体の学術集会・講演での活動 S-3

国際学会，会議の主催者，議長 (1件につき15)	S-3-1	(U-K)
国際学会，会議の委員 (1件につき4)	S-3-2	(U-K)
国内学会，会議の主催者，議長 (1件につき8)	S-3-3	(U-K)
国内学会，会議の委員 (1件につき3)	S-3-4	(U-K)
国際協力 (JICA, JAPS等) (1件につき10)	S-3-5	(U-K)
他大学，公的機関等での招待講演(1件につき10)	S-3-6	(U-K)

(S-4) 社会人教育活動等 S-4

公開講座，市民講座，市民大学，テクノフェア，エルネット，数学アカデミー， 高度技術者研修，技術開発懇談会，高校実習助手講習会等 (1回につき4)	S-4-1	(U-K)
一般市民・社会人を対象とした教育活動 (技大祭での教育活動， 化学のおもちゃ箱，ワクワク体験，科学祭典等) (1件につき4)	S-4-2	(U-K)
研究成果等の新聞等への掲載 (1件につき10)	S-4-3	(U-K)
大学入試センター委員 (1件につき10)	S-4-4	(U-K)
各種試験・資格の出題委員 (1件につき10)	S-4-5	(U-K)
啓蒙書の著作，出版(1件につき5)	S-4-6	(U-K)
技術相談 (1件につき2)	S-4-7	(U-K)
ボランティア活動 (1活動につき5) (地域的社会貢献を含む。)	S-4-8	(U-K)

4. 教員評価に係る評価項目の項目基準等について

1. 「教育」(E)に関する評価項目

(E-1) 学生募集(入学試験等)実績

E-1

入学試験問題出題・採点責任者

E-1-1 24(T-K)

入学試験区分	評価点数
第1学年	12
第3学年	12
大学院	12
社会人	8

※年間1回につきの評価点数とする。

※合計点(24を超えるときは、24)とする。

入学試験問題作成、採点、面接、監督

E-1-2 16(T-K)

入学試験区分	入試問題作成・採点	面接	試験監督
	評価点数	評価点数	評価点数
第1学年	12	4	4
第3学年	12	4	4
大学院	4	4	4
社会人	4	4	4

入学試験区分	遠隔面接	現地面接
	評価点数	評価点数
AOTS	4	12

※年間1回につきの評価点数とする。

※合計点(16を超えるときは、16)とする。

学生募集活動への寄与

E-1-3 8(T-K)

学生募集活動内容	評価点数
高等専門学校訪問	2
出前授業	2
オープンハウス	2
オープンキャンパス	2
県内高校等における出張授業	2
高大連携講座	2
高専研究集会	2

※年間1回につきの評価点数とする。

※合計点(8を超えるときは、8)とする。

(E-2) 学部教育(担当科目, 実働コマ数, 課題研究等)

E-2

一般教育講義担当(1コマにつき3)

E-2-1 (U-K)

JABEEに係る貢献(5段階)

E-2-9 16(T-K)

JABEEに係る貢献内容	評価点数
JABEE施行の系・センターにおける中心的な役割	16
JABEE施行の系・センターにおける補助的な役割・協力者	12
JABEE施行準備の系・センターにおける中心的な役割	8
JABEE施行準備の系・センターにおける補助的な役割・協力者	4
	0

※年間1回につきの評価点数とする。

※合計点(16を超えるときは、16)とする。

国内実務訓練先の新規開拓に係る貢献(5段階)

E-2-12 12(T-K)

国内実務訓練先の新規開拓に係る貢献内容	評価点数
国内実務訓練先の新規開拓 学生4人以上	12
国内実務訓練先の新規開拓 学生3人分	9
国内実務訓練先の新規開拓 学生2人分	6
国内実務訓練先の新規開拓 学生1人分	3
	0

※年間1回につきの評価点数とする。

※合計点(12を超えるときは、12)とする。

海外実務訓練先の新規開拓に係る貢献(5段階)

E-2-13 16(T-K)

海外実務訓練先の新規開拓に係る貢献内容	評価点数
海外実務訓練先の新規開拓 学生4人以上	16
海外実務訓練先の新規開拓 学生3人分	12
海外実務訓練先の新規開拓 学生2人分	8
海外実務訓練先の新規開拓 学生1人分	4
	0

※年間1回につきの評価点数とする。

※合計点(16を超えるときは、16)とする。

(E-4)その他の教育実績

E-4

語学教育支援活動(TOEIC・実務訓練前語学研修・留学生センター課外活動等)

E-4-6 16(T-K)

語学教育支援活動内容	評価点数
留学生センター課外活動	4

※年間1回につきの評価点数とする。

※合計点(16を超えるときは、16)とする。

※留学生センターが主催する企業見学・地域イベント等が該当

語学教育支援活動内容	評価点数
TOEIC試験支援(貢献度による)	0~16
実務訓練前語学研修(貢献度による)	0~16

※年間1回につきの評価点数とする。

※合計点(16を超えるときは、16)とする。

※貢献度は、系長・センター長が検証する。

2.「研究」(R)に関する評価項目

(R-1)研究成果の印刷物での公表

R-1

審査付き学術論文(1報につき5)

R-1-1 (U-K)

※本学発行の言語・人文科学論集を含む。

※インパクトファクター(1.0以上に限る)の合計数を加算する。

※系長・センター長が検証する。

審査なし学術論文(1報につき3)

R-1-2 (U-K)

※系長・センター長が検証する。

その他報告書等(1報につき2)

R-1-3 (U-K)

※系長・センター長が検証する。

(R-4)評価業績(受賞、表彰等)

R-4

国際学会の特別学会員、フェロー等の認定(5段階)

R-4-2 40(T-K)

※系長・センター長が検証する。

国内学会の特別学会員、フェロー等の認定(5段階)

R-4-6 20(T-K)

※系長・センター長が検証する。

勲章(1件につき50)

R-4-11 (U-K)

※役員打合せ会が審査・判定する。

(R-5) 外部資金獲得等の実績

R-5

寄附講座等の開設へ寄与(5段階)

R-5-5 40(T-K)

寄附講座等の開設寄与内容	評価点数
寄附講座等開設で年間50,000千円以上の寄附受入れの主担当教員	40
寄附講座等開設で年間50,000千円以上寄附受入れの副担当教員	30
寄附講座等開設で年間40,000千円以上の寄附受入れの主・副担当教員	20
寄附講座等開設で年間30,000千円以上寄附受入れの主・副担当教員	10
	0

※年間1回につきの評価点数とする。

※合計点(40を超えるときは、40)とする。

(R-6) その他の学術・研究業績

R-6

国際的学術・研究交流実績(海外学術交流協定締結, 国際学術交流集会開催,

国際研究交流実施等)(1件につき10)

R-6-1 (U-K)

※本学における実績とする。

研究成果の実用化(企業化, ベンチャー設立等)(5段階)

R-6-2 60(T-K)

研究成果の実用化内容	評価点数
研究成果の実用化, ベンチャービジネス設立により年間10,000千円以上の収益を得た	60
研究成果の実用化, ベンチャービジネス設立により黒字収益を得た	45
研究成果の実用化, ベンチャービジネス設立に主体的に寄与した	30
研究成果の実用化, ベンチャービジネス設立準備に主体的に寄与した	15
	0

※年間1回につきの評価点数とする。

※合計点(60を超えるときは、60)とする。

3. 「組織運営」(O)に関する評価項目

(O-1) 学内組織運営管理

O-1

委員(年度出席回数1回につき1)

O-1-9 (U-K)

※委員の代理者はカウントする。

※持ち回り委員会はカウントしない。

各種免許(危険物取扱者免許等)の取得

O-1-10 12(T-K)

免許種別	種類	評価点数
危険物取扱者	甲種	4
危険物取扱者	乙種	2
放射線取扱主任者	第1種	4
放射線取扱主任者	第2種	2
衛生管理者	第1種	4
衛生管理者	第2種	2
衛生工学衛生管理者		4
特定化学物質等作業主任者		4
作業環境測定士	第1種	4
作業環境測定士	第2種	2
1種圧力容器取扱主任者		4
高压ガス製造保安責任者	甲種	4
高压ガス製造保安責任者	乙種	2
特定高压ガス取扱主任		4
有機溶剤作業主任者		4
四アルキル鉛等作業主任者		4
乾燥設備作業主任者		4
エックス線作業主任者		4

※年間1回につきの評価点数とする。

※合計点(12を超えるときは、12)とする。

(O-2) 学生対応業務	O-2
学生悩み相談員(3または0)	O-2-1 3(T-K)
※クラス担当教員、学生委員会委員を除く。	
※学生の研究遂行上の悩み相談員が該当。	
留学生悩み相談員(3または0)	O-2-3 3(T-K)
(O-3) その他の運営管理業務	O-3
教員選考委員会業務	O-3-1 (U-K)
委員 (1回につき5)	
※役員会メンバーはカウントしない。	
学生健康管理及び精神衛生相談担当(20または0)	O-3-4 20(T-K)
※学校医が該当。	
教職員健康管理担当(20または0)	O-3-5 20(T-K)
※学校医が該当。	
各種安全衛生担当(20または0)	O-3-6 20(T-K)
※産業医、衛生管理者、衛生工学衛生管理者、放射線管理者、放射線取扱主任者、放射線取扱主任者の代理者、放射線管理区域責任者、放射線安全管理責任者、放射線業務従事者登録に関する教育訓練の講師、実験廃液等の総括管理責任者、組換えDNA実験安全主任者、危険物貯蔵庫の責任者、動物実験の専門家、計量管理責任者、エックス線施設責任者等	
情報サービス業務担当(10または0)	O-3-7 10(T-K)
※情報処理センター、マルチメディアシステムセンターでの実際の業務担当者に限る。	
情報管理・保守業務担当(10または0)	O-3-8 10(T-K)
※情報処理センター、マルチメディアシステムセンターでの実際の業務担当者に限る。	
セクシャルハラスメント相談担当(10または0)	O-3-10 10(T-K)
※セクシャルハラスメント相談員が該当。	
体育施設管理担当(10または0)	O-3-11 10(T-K)
※体育館、グラウンド等の体育施設の管理に実際に携わる者に限る。	
共同利用施設管理運営担当(10または0)	O-3-12 10(T-K)
※学内共同利用施設の管理運営に実際に携わる者に限る。	
見学者対応(1回につき2上限10)	O-3-13 (U-K)
※公式な見学依頼によるものに限る。	

4. 「社会貢献」(S)に関する評価項目

(S-4) 社会人教育活動等

S-4

公開講座, 市民講座, 市民大学, テクノフェア, エルネット,
数学アカデミー, 高度技術者研修, 技術開発懇談会,
高校実習助手講習会等(1回につき4)

S-4-1 (U-K)

教育活動内容	評価点数
公開講座	4
市民講座	4
市民大学	4
テクノフェア	4
エルネット	4
数学アカデミー	4
高度技術者研修	4
技術開発懇談会	4
高校実習助手講習会	4

※年間1回につきの評価点数とする。

※公開講座、市民講座、市民大学については、1回につきカウントする。

一般市民・社会人を対象とした教育活動

(技大祭での教育活動, 化学のおもちゃ箱, ワクワク体験, 科学祭典等)
(1件につき4)

S-4-2 (U-K)

教育活動内容	評価点数
技大祭での教育活動	4
化学のおもちゃ箱	4
ワクワク体験	4
科学祭典	4

※年間1回につきの評価点数とする。

研究成果等の新聞等への掲載(1件につき10)

S-4-3 (U-K)

※新聞等には、テレビを含む。

※単独、共同は問わない。

啓蒙書の著作, 出版(1件につき5)

S-4-6 (U-K)

※啓蒙書とは、専門以外の書籍とする。

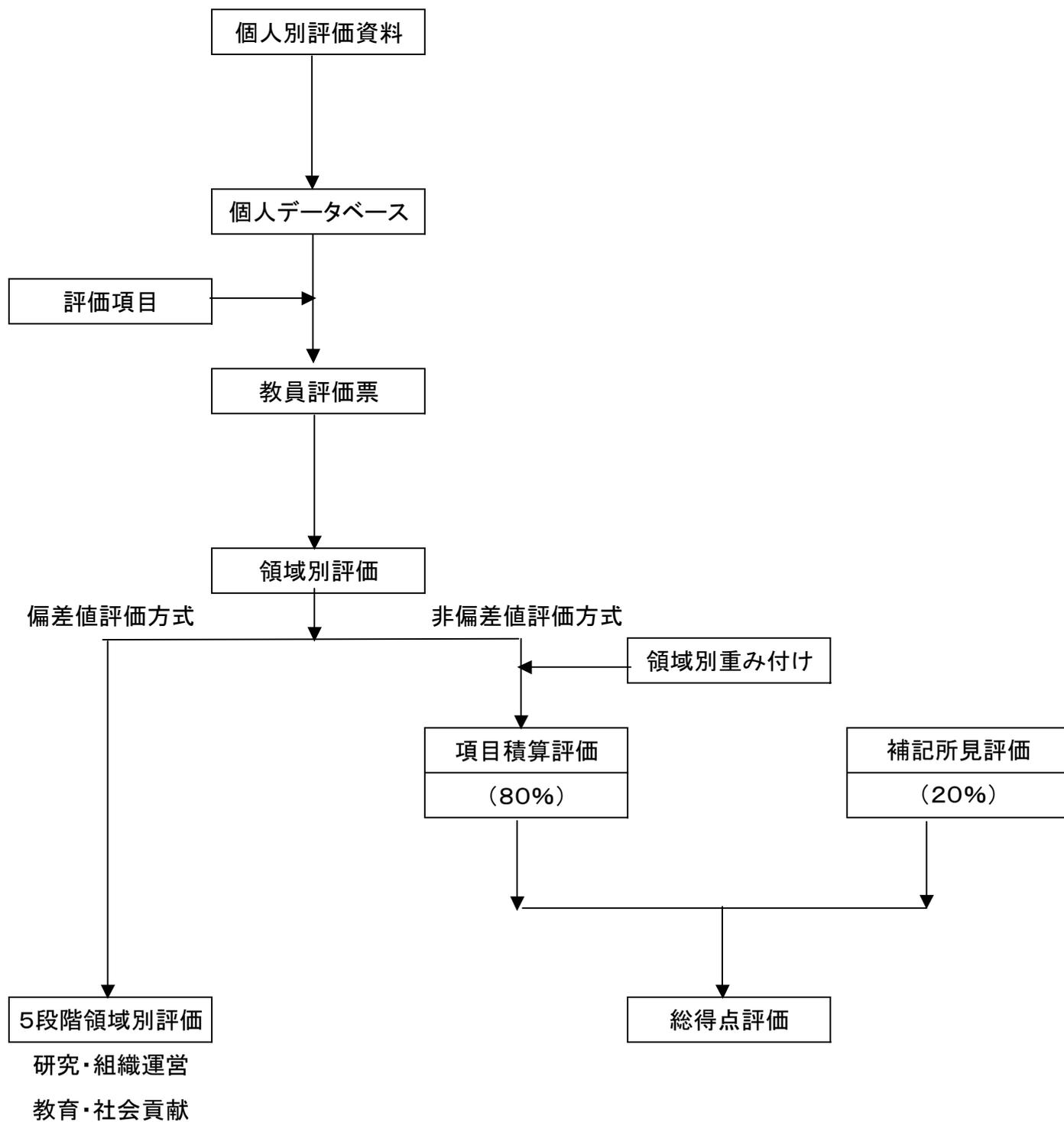
ボランティア活動(1活動につき5)

S-4-8 (U-K)

(地域的社会貢献を含む。)

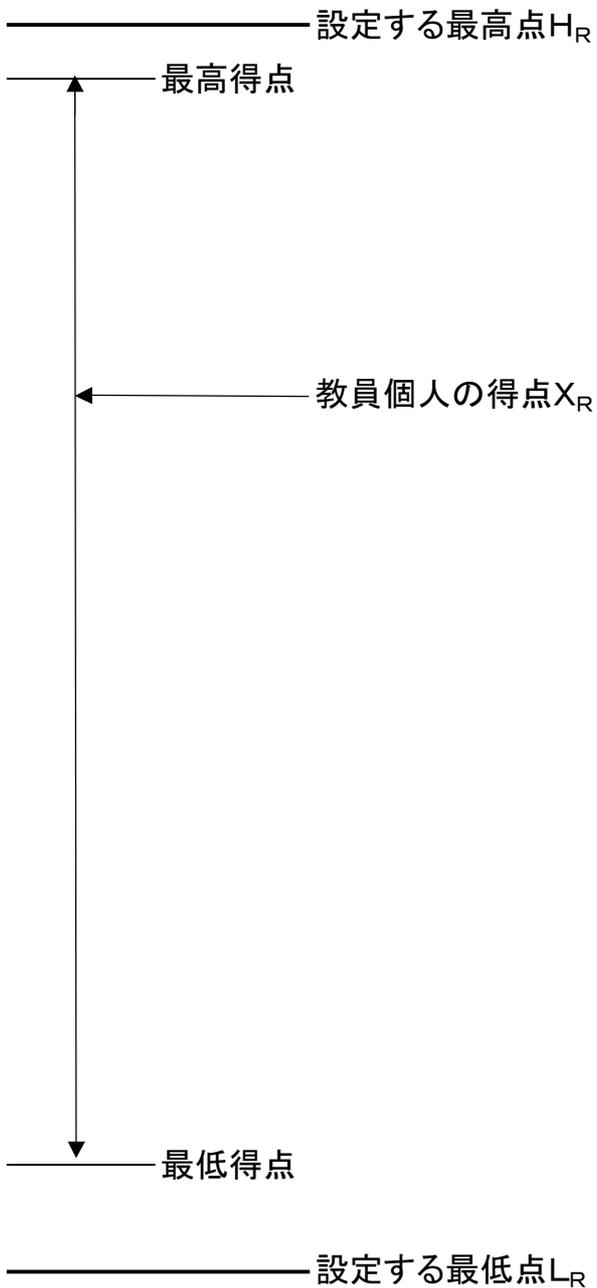
※その活動が社会的に評価されるものに限る。

5. 教員評価基準概略フローチャート



7. 領域別評点の求め方

(例) 研究領域



$$\text{評点}(D_R) = \frac{X_R - L_R}{H_R - L_R} \times 10$$
$$0 \leq D_R \leq 10$$

8. 評価結果通知書

評価結果通知書

〇 〇 〇 〇 殿

平成〇〇年度における評価結果は以下のとおりです。

記

1.

総得点評価（100点満点）	0～100
---------------	-------

2.

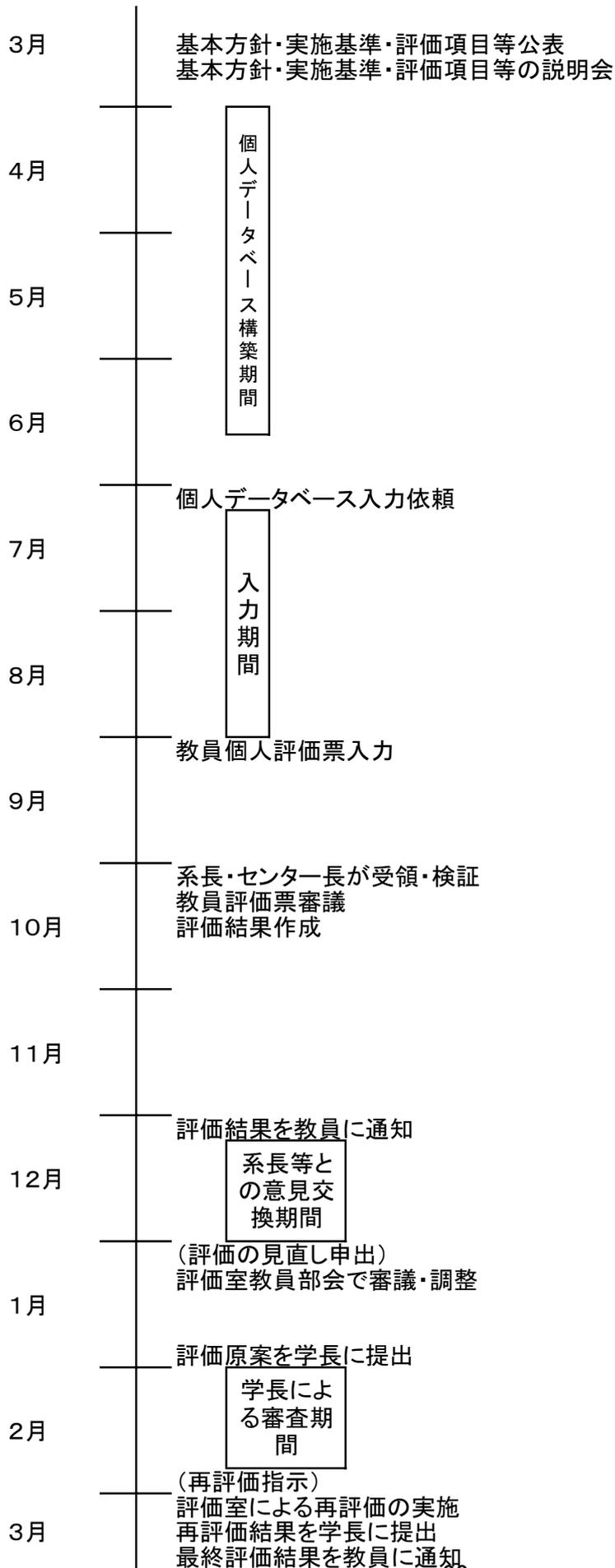
領域別評価（5段階）	評価
教 育（E）領域	1～5
研 究（R）領域	1～5
組織運営（O）領域	1～5
社会貢献（S）領域	1～5

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人長岡技術科学大学長

小 島 陽 印

9. 教員評価スケジュール



(設置)

第1条 国立大学法人長岡技術科学大学（以下「本学」という。）に、長岡技術科学大学評価室（以下「評価室」という。）を置く。

(目的)

第2条 評価室は、本学のVOS精神に基づき、大学全体及び教員の教育研究活動状況について自律的かつ定期的な点検・評価を実施することにより、本学の教育研究活動及び産学連携・社会貢献の活性化と高度化を目指すことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 評価室は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 評価の基本方針の策定及び関係する諸規程案の作成に関すること。
- 二 教員データベースの構築及び管理に関すること。
- 三 大学評価に関すること。
- 四 教員評価の実施に関すること。
- 五 その他評価に関すること。

(組織)

第4条 評価室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 室長
 - 二 室員
 - 三 その他学長が必要と認めた者
- 2 室長は、副学長（大学評価担当）をもって充てる。
- 3 室員は、系長、センター長（センター所属教員の在職するセンター長）及び事務局長をもって充てる。

(部会の設置)

第5条 評価室に大学評価部会及び教員評価部会を置く。

(大学評価部会)

第6条 大学評価部会は、第3条（第4号を除く。）に掲げる事項を所掌する。

- 2 大学評価部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
- 一 第4条第1項第1号に掲げる者
 - 二 事務局長
 - 三 学長が指名する者
- 3 大学評価部会に部会長及び副部会長を置き、部会長にあつては前項第1号に掲げる者を、副部会長にあつては同項第2号に掲げる者をもって充てる。

(教員評価部会)

第7条 教員評価部会は、第3条（第3号を除く。）に掲げる事項を所掌する。

- 2 教員評価部会は、第4条第1項に掲げる者をもって組織する。
- 3 教員評価部会に部会長を置き、第4条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

(専門部会)

第8条 専門的な事項を処理させるため、室長が必要と認めた場合は、評価室に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、室長が別に定める。

(事務)

第9条 評価室に関する事務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、評価室に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年6月2日から施行する。

1 1 . 国立大学法人長岡技術科学大学教員評価に関する基本方針

〔平成17年4月20日
学 長 裁 定 〕

(目的)

第1条 この基本方針は、本学の VOS 精神に基づき、教員評価に関する性格、対象活動、評価方法その他の教員評価に関し必要な事項を定めることにより、教員個人の教育研究活動について自律的かつ定期的な点検・評価を実施するとともに、評価結果に基づく適切な措置を講じ、もって本学の教育研究活動に関わる諸活動の一層の活性化と高度化を目指すことを目的とする。

(評価の性格)

第2条 本学の教員評価は、公平性、普遍性、透明性及び進歩性を有することを旨とする。

(評価の対象とする者)

第3条 教員評価の対象は、本学の専任の教授、助教授、講師及び助手とする。

(評価の実施権者)

第4条 教員評価は、学長が実施する。

(評価の手続)

第5条 教員評価の手続は、評価原案の作成及び評価の決定とする。

2 評価原案は、評価室が作成する。

3 評価の決定は、学長が前項の評価原案について審査し、適切と認める場合に行う。

4 再評価は、学長が第2項の評価原案について審査し、適切と認めるまで、評価室に行わせる。

(評価の対象とする活動領域)

第6条 教員評価は、教員の活動を教育、研究、組織運営及び社会貢献の4領域に分類し、各領域ごとに重み付けを定めるものとする。

(評価の対象期間)

第7条 教員評価は、毎年度各領域における前年度の活動について幅広く行うものとする。

(評価の方法)

第8条 評価室は、原則として教員が自ら作成し、系長・センター長を通じて提出された資料に基づき、検証の上教員ごとの個人データベースを構築する。

- 2 評価室は、前項の個人データベースを基に別に定める教員評価に関する実施基準に従い教員評価票を審議・作成する。その結果を系長・センター長がすべての被評価者に通知するとともに意見交換を行う。
- 3 被評価者と意見交換の結果、見直しの申出があった場合は、評価室が審議し、必要と認めたときは調整する。
- 4 評価室長は、調整を含めすべての評価原案を、原則として毎年9月末日までに作成するものとする。

(評価結果の公表)

第9条 個人データベース及び教員個人に係る評価結果は、個人情報として取り扱い、原則として公表しない。管理・保存は評価室が責任を持って行うものとする。

- 2 教員評価の結果は、本学又は系・センターの活動の現状とし、系・センター単位の結果として適当な方法により公表するものとする。
- 3 評価室長は、系長・センター長を通じ、評価結果を全被評価者へ速やかに通知するものとする。

附 則

この基本方針は、平成17年4月20日から施行する。

資料 5

平成 17 年度傾斜配分方針

1. 基盤研究経費のうち、20,000 千円（16 年度 20,000 千円）を傾斜配分し、教育研究の活性化に資するものとする。
2. 傾斜配分は、教育と研究の 2 部門に分ち、それぞれの貢献度に応えることを目的とする。
3. 平成 17 年度の配分指標及び配分率%は次のとおりとし、指標数値は、平成 16 年度のものを使用する。なお、配分対象は教授、助教授、講師とし、教育部門 及び研究部門にあっては、助手も対象とする。

教育部門

傾斜配分額：50 / 100

課程博士，論文博士授与数-----	10%
(課程博士2，論文博士1として、主査に対しカウントする。)	
実務訓練担当学生数-----	10%
系長，センター長（系長兼務者を除く），就職担当，クラス担任，課程主任，専攻主任，各種委員会（部会等含む）委員出席回数-----	10%
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 委員会委員出席回数については、次のとおりカウントする。（括弧内の数字はポイント数） 年間出席回数 1～5回：(0.5)，6～11回：(1)，12回以上：(1.5) 年間出席回数は、持ち回り開催を除く。また、代理出席はカウントしない。 </div>	
連携教育件数-----	10%
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 出前授業，オープンハウス，公開講座，高度技術者，技開懇談会，市民大学，高校実習助手講習会，テクノフェア，エルネット，ワクワクサイエンス，数学アカデミ，ワクワク体験，科学祭典，県内高校回り，大学ガイダンスセミナー，大学進学説明会，オープンキャンパス 1日単位でカウントする。 施設・研究室見学対応 - 1回(0.5ポイント) </div>	
補習担当時間数，入試問題出題委員-----	10%
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 入試問題出題委員は1科目につき1とカウントし，補習担当時間数は次のとおりカウントする。（括弧内の数字はポイント数） 補習担当時間数 1～5時間：(2)，6～11時間：(3)，12時間以上：(4) </div>	

研究部門

傾斜配分額：50 / 100

掲載学術論文，著書等の件数-----	10%
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 次のとおりカウントする。 (1) 掲載学術論文，翻訳書：1 (2)(1)のうち，レフェリー制の雑誌や国際的評価の確立している雑誌に掲載されたもの：2 (3) 著書，教科書，総説，解説 (イ) 1人あたり執筆が100ページ以上：6 (ロ) " 20ページ以上100ページ未満：4 (ハ) " 20ページ未満：2 </div>	
外部助成採択等件数（政府補助金事業（科研費等），受託研究，民間共同，技開プロジェクト，奨学寄附金）-----	10%
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 上記のうち， ・政府補助金事業（科研費等），受託研究は次のとおり重複カウントする。 (1) 申請をした者（公募型に限る）：0.5 (2) 採択者，受託者（継続を含む）：1 (3) 採択者，受託者のうち，間接経費を獲得した者（継続を含む）：1 ・奨学寄附金については，受入れがあった場合，受入れ件数に関わらず，1とカウントする。 </div>	
発明届，特許出願，特許取得件数-----	10%
(共同の場合は，寄与度比で件数按分する。)	
受賞件数-----	10%
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 次のとおりカウントする。 受賞1件につき1。但し，受賞の対象となった研究題目等が同じものは件数に関わらず1。 また，共同受賞は受賞者全体で1とし，そのポイントは受賞者で均等配分する。 ただし，1ポイント当たりの最高額は20万円とし，残額が生じた場合は，他の研究部門に均等に配分する。 </div>	
国内外の会議での招待講演件数，学会等の主催件数-----	10%

4. 前項により、個人単位で計数した額を系・センター毎に集計し、配分する。併せて、その内訳をそれぞれの長に示す。